

労働者自主福祉運動の現状と課題

2023年11月27日

一般社団法人山形県労働者福祉協議会



きょうちゃん

1. 労福協とは

説明者 佐藤 均

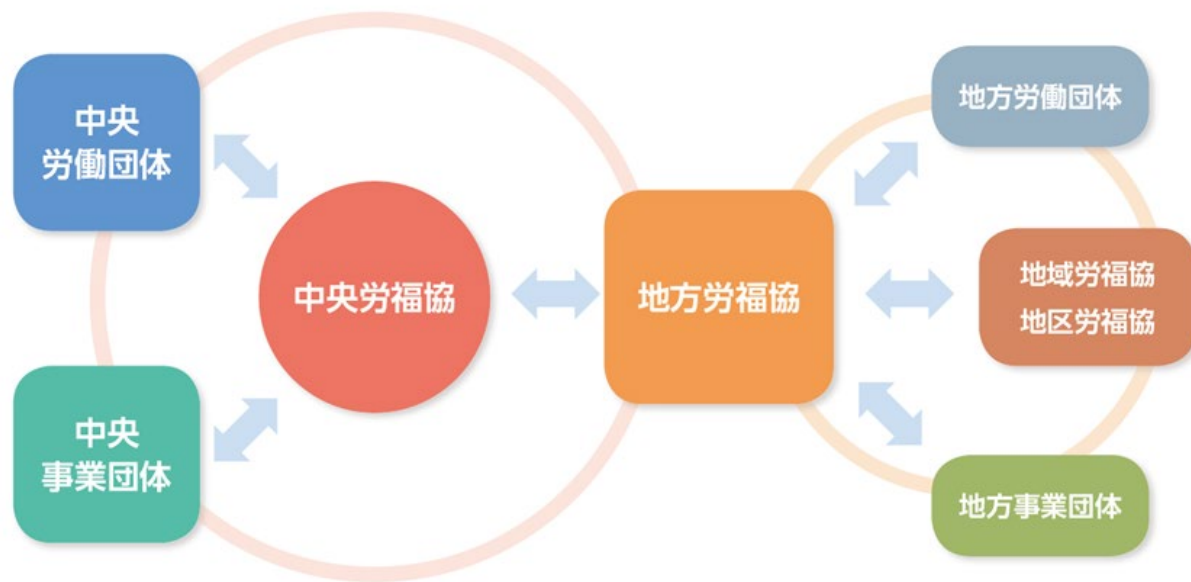
1. 労福協とは

名称 一般社団法人 山形県労働者福祉協議会 （略称：労福協）

設立 1976年（昭和51年）3月29日

所在地 山形市木の実町12-37 大手門パルズ4階

構成団体 日本労働組合連合会山形県連合会（**連合山形**）、東北労働金庫山形県本部（**東北労金**）、**こくみん共済coop**山形推進本部（**こくみん共済coop**）、山形県生活協同組合連合会（**生協連**）、山形県勤労者福祉センター（**福祉センター**）、山形県勤労者育成教育基金協会（**教育基金協会**）、山形県経済社会研究所（**シンクタンク**）



労福協の組織は、構成団体と**縦型**（上下関係）ではなく、各団体同士が**つなぐ・つながる「ゆるやかな協議体」**です。

1. 労福協とは

労働者福祉運動とは？

労働組合のコア = 労働運動

- ・賃金引上げ
- ・処遇改善
- ・職場環境の改善 など

教育・住宅・老後・車など
お金の心配

病気・ケガ、災害など
リスクの心配

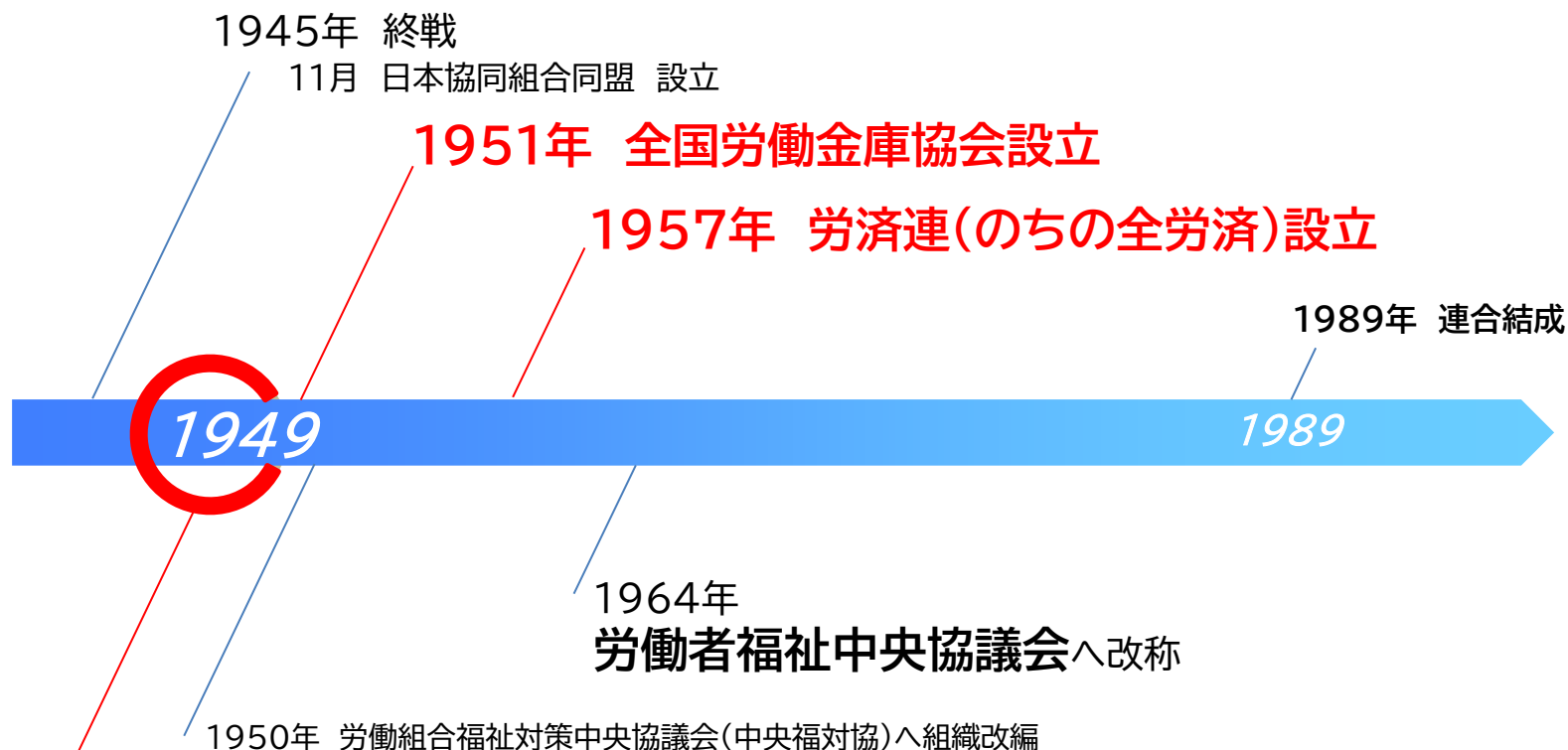
食の安心・安全

周りの部分

→労働者・家族の生活向上と安定 = 労働者自主福祉運動

1. 労福協とは

労福協のあゆみ



1949年
労務者用物資対策中央連絡協議会として出発

戦後の食糧危機と生活物資不足の中、「福祉の充実と生活向上」をめざして、組織の枠やイデオロギーの違いを超えて労働団体と生協が力を合わせ、発足した。

1. 労福協とは

運動領域の拡大へ

1990年代に入り、

- ・社会や経済状況が大きく変化
- ・勤労者の意識や価値観が多様化

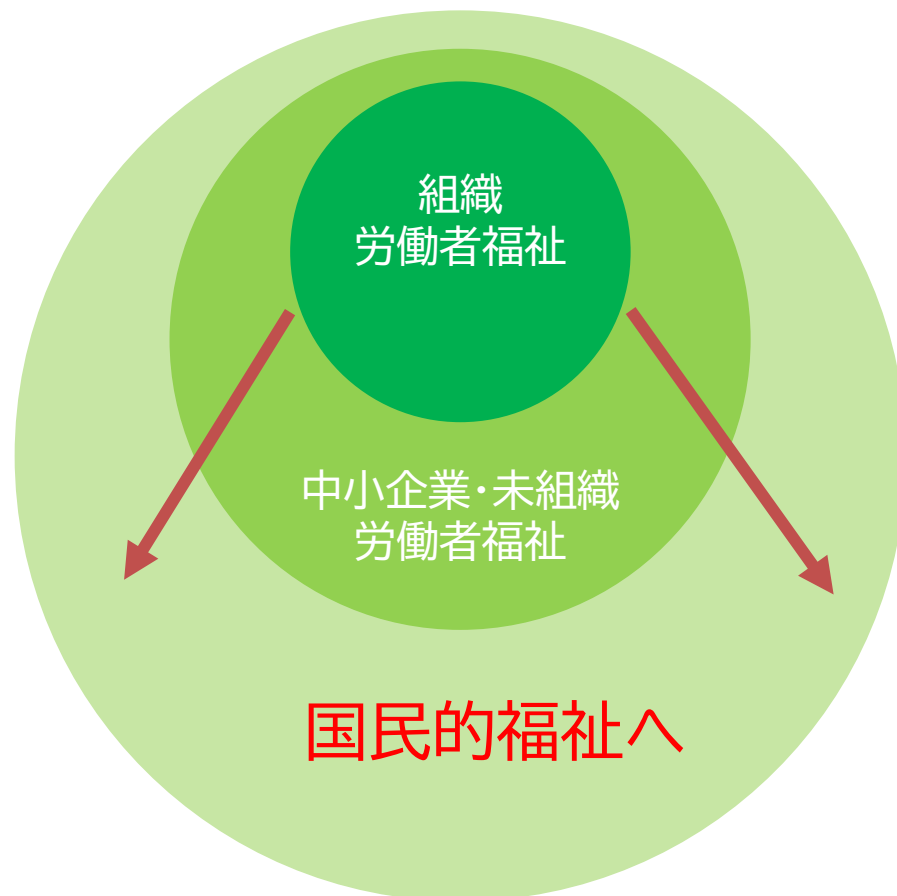
中心課題を

組織労働者対象から

中小企業や未組織労働者へ、

さらには**国民的福祉**へと
運動の領域を広げていく

(1993年 中央労福協総会)



1. 労福協とは

労福協のあゆみ ～全国で展開している主な活動～

多重債務のない社会へ

2005年～ クレ・サラ(消費者金融)の高金利引き下げ運動
→貸金業法改正を実現

悪質商法の根絶をめざして

2007年～ 消費者課題に取り組む
→割賦販売法改正を実現

・異質の協力は積(掛け算)になる
・共助の輪を広げる

2000

2020年～ コロナ禍で仕事や住まいを失ったり、様々な困難を抱えた人たちを支援するため「ろうふうエール基金」を創設

奨学金制度の改善をめざして

2015年～ 給付型奨学金制度の創設と奨学金制度の改善へ
→日本学生支援機構法の改正、大学等修学支援法の成立

貧困のない社会をめざして

2008年～ 生活保護基準切下げ阻止など反貧困を訴える

2010年～ 生活困窮者自立支援制度の構築と社会的包摂の推進

→生活困窮者自立支援法が成立

II. 県内で実施している事業

説明者 佐藤 均

II. 県内で実施している主な事業

<山形県から受託している事業>

1. 総合的就業・生活支援事業

『III. 総合的就業・生活支援事業』で説明

2. 生活困窮者家計改善支援業務

『IV. 生活困窮者家計改善支援業務』で説明

3. 生活あんしんネットやまがた事業

『V. 生活あんしんネットやまがた事業』で説明

<独自事業>

4. 調査・研究事業

- 山形県に対する「労働者福祉政策制度」要望の内容は、山形県経済社会研究所の「景気・雇用の動向調査」や構成団体の要望をもとに、検討しとりまとめ

5. 教育文化・交流事業

(1)労働教育支援事業

『VI. 労働教育支援事業』で説明

II. 県内で実施している主な事業

(2) 勤労者体育祭山形県大会

スポーツを通じ勤労者の親善と交流、健康増進を図る

◆2023年度 第75回勤労者体育祭山形県大会

10月 7日(土) 軟式野球(1日目)、ソフトボール、硬式卓球

8日(日) 軟式野球(2日目)

14日(土) ボウリング、ソフトバレーボール

場 所 天童市、山形市

参加数 58チーム、503人

(地区大会 計164チーム、1624人)

主 催 県労福協

協 賛 山形県

後 援 県教育委員会、県スポーツ協会



II. 県内で実施している主な事業

(3) ふれ愛チャリティーゴルフ大会

会員の相互交流、親睦を図り、参加者からチャリティー金を募り、障がい者の社会参加や福祉施設の環境整備などに寄与する

◆2022年度 ※2023年度は猛暑のため大会中止

日時 9月17日(土)

場所 河北町 ニューブラッサムガーデンクラブ

参加数 89人

主催 労福協、連合山形、東北労金

後援 こくみん共済coop、生協連、福祉センター、教育基金協会、シンクタンク

収益金 866,343円 (チャリティー金500,000円、大会収支差額金366,343円)

贈呈先 県内の社会福祉法人

2020年11月16日

山形県ふれ愛募金会「贈呈式」 ▶



II. 県内で展開している主な事業

6. 勤労者福祉にかかわる政策・制度の要望

労福協の重点課題のほか、労働金庫・こくみん共済coop、生協など協同事業団体の事業・活動に関わる政策課題を中心に要求項目をとりまとめ、毎年、山形県へ要望を行っている

社会の持続可能性自体が問われる中で格差の是正、貧困や社会的排除、社会的孤立に陥らない社会を目指すことを要望

◆2023年度

日時 11月20日(月)

場所 山形県庁 副知事室

内容 令和6年度施策・予算に関する要望

・格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化

生活困窮者自立支援制度の拡充・体制整備

生活保護基準の見直しに伴う住民生活影響への対応、子どもの貧困対策の強化

フードバンク活動の推進 など

・消費者行政の充実強化

消費者教育の推進、消費者団体支援 など

・安心・信頼できる社会保障の構築

子育て支援、医療・介護体制の整備

・平時における防災・減殺対策強化

・高齢者世帯と貧困世帯に対する熱中症予防対策



III. 総合的就業・生活支援事業

説明者 佐藤 均

III. 総合的就業・生活支援事業

1. 事業内容

離職を余儀なくされた求職者等の生活の安定及び再就職の促進を図るため、「山形県求職者総合支援センター」を運営する。

また、山形県と山形労働局との一体的実施による「トータル・ジョブサポート」の構成員として、関係機関と連携し効果的な就労支援を実施する。

2. 山形県求職者総合支援センター

(1) 開設 2009年4月1日 (2012年度から県労福協が受託)

【背景】2008年のリーマンショック後、非正規労働者、中高年齢者等に対する急激な雇用調整の進行が懸念されたことから、山形県は、離職者や求職者に対する生活・就労相談等を総合的に実施するため、ハローワークプラザやまがた内に開設した。

Ⅲ. 総合的就業・生活支援事業

(2) 相談窓口

- ① 所在地 ハローワークプラザやまがた内(山形駅西側の山形テルサ1階)
- ② 開所時間 月～金曜日9:30～18:00、土曜日10:00～17:00
- ③ 相談方法
 - ・面談相談
 - ・電話相談(フリーダイヤル0800-800-7867)
 - ・出張相談(県内3か所)
- ④ 相談件数 年間300～600件



ハローワークプラザやまがた



相談窓口

III. 総合的就業・生活支援事業

⑤相談内容



III. 総合的就業・生活支援事業

3. トータル・ジョブサポート(山形県・ハローワーク共同就職支援センター)

(1) 事業内容

山形県と山形労働局が「ワンストップ相談窓口」を設置し、それぞれの相談機関(※)の機能を持ち寄り、チーム支援による早期就職を目指す。

※山形県＝山形県求職者総合支援センター
山形県若者就職支援センター
(若者サポートステーション)
山形労働局＝ハローワーク



(2) 開設時期

2013年7月	トータル・ジョブサポート山形
同年 10月	トータル・ジョブサポート酒田
2014年7月	トータル・ジョブサポート米沢、トータル・ジョブサポート新庄

IV. 生活困窮者家計改善支援業務

説明者 佐藤 均

IV. 生活困窮者家計改善支援業務

1. 事業内容

- ・生活困窮者自立支援法(2015年4月施行)に基づき、家計収支の均衡が取れていないなど家計に問題のある方に、家計再建に向けた支援計画を作成し必要に応じた支援に繋げる
- ・2016年度から、山形県委託事業として開始
- ・対象者は、県内全ての町村(22町村)の住民

2. 実績、事例

◆2022年度 78件

- ・家計計画表、キャッシュフロー表の作成
- ・多重債務者には債務整理や貸付斡旋などを助言
- ・税金の分納手続きの助言

家計計画表(一部)→

支 出	
費 目	金額(円)
住居費	
家賃	
管理費	
維持費・修理費・更新費	
基本生活費	
食費	
外食費	
電気代	
ガス代	
水道代	
灯油代	
被服・理美容・雑貨費	
医療費・介護費等	
通信費・車両費	
電話・携帯電話・インターネット	
ガソリン代(通勤費含む)	
駐車場代	

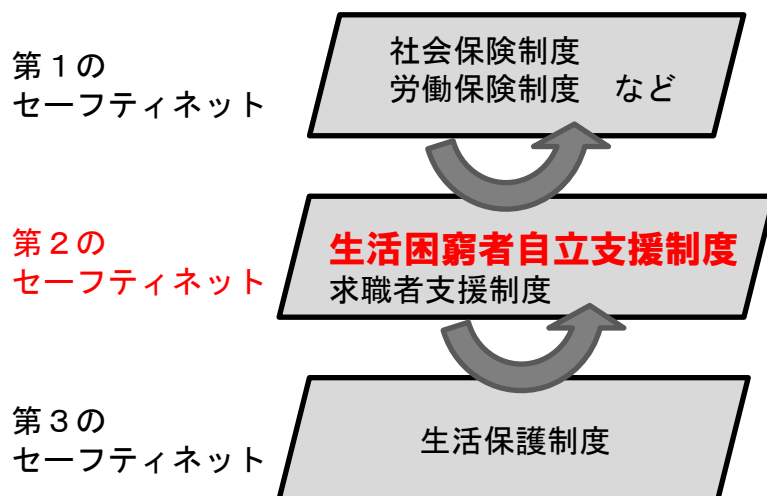
IV. 生活困窮者家計改善支援業務

〈参考〉生活困窮者自立支援法について

◆2013年12月成立、2015年4月施行、2018年10月改正法施行

◆生活保護に至る前の段階で自立の促進を図るとともに生活保護から脱した者が再び生活保護に頼ることのないよう、福祉事務所設置自治体は以下の支援を行う

- ・自立相談支援事業（必須事業）
- ・住居確保給付金の支給（必須事業）
- ・就労準備支援事業（努力義務）
- ・**家計改善支援事業（努力義務）**
- ・子どもの学習・生活支援事業（任意事業）
- ・一時生活支援事業（任意事業）



V. 生活あんしんネットやまがた事業

説明者 小川 美保里

V. 生活あんしんネットやまがた事業

1. 設立経緯

◆2005年

連合、中央労福協、労金協会、全労済4団体が勤労者の暮らしにかかるサポート事業としてワンストップサービス(総合生活支援・サービス体制)作りを進めることに合意
目的を同じくするNPO諸団体等とも連携し、全国の都道府県における地域を拠点としたワンストップサービス作り



◆2006年

4団体合意を受け「山形県労福協 検討委員会」の立上げ



◆2008年

山形県労福協の公益法人化

リーマンショック、非正規労働増加、貧困層の増大など不安定な情勢あり、相談窓口の必要性が強まった。法人化により社会的信頼を得て相談受付がスムーズにできるよう準備



◆2009年

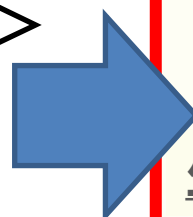
山形県労福協
「生活あんしんネットやまがた」
事業がスタート 県の受託事業に！

< 三つの事業内容 >

・「生活なんでも相談」

・「無料職業紹介」

・「くらしの講座」



生活なんでも相談
あなたと一緒に考えます

相談無料

生活あんしんネットやまがた

サンキュー ロー フク

☎ 0120-39-6029

V. 生活あんしんネットやまがた事業

2. 「生活なんでも相談」

・くらしに関する困りごと、人に言えない悩みごとなどをお聞きし、相談者と一緒に解決の糸口を考えます。

山形県全域から通話料無料、相談も無料
来所、メール相談も行う
相談内容によって、加盟団体、関係機関と協力
顧問弁護士と連携

周知広報
新聞広告 ラジオ
市町村広報紙
ホームページなど

あなたと一緒に考えます **相談無料**

生活なんでも相談

くらしに関する困りごと、
人には言えない悩みごとなどをお聞きし、
皆さんと一緒に解決の糸口を考えます。
相談内容によって、
運営団体や関係機関とも協力し対応いたします。
お一人で悩まずにまずはご相談ください。

個人情報はもちろん厳守しますので、安心してご相談ください。

一般社団法人
生活あんしんネットやまがた
山形県労働者福祉協議会
サンキュー ローアック

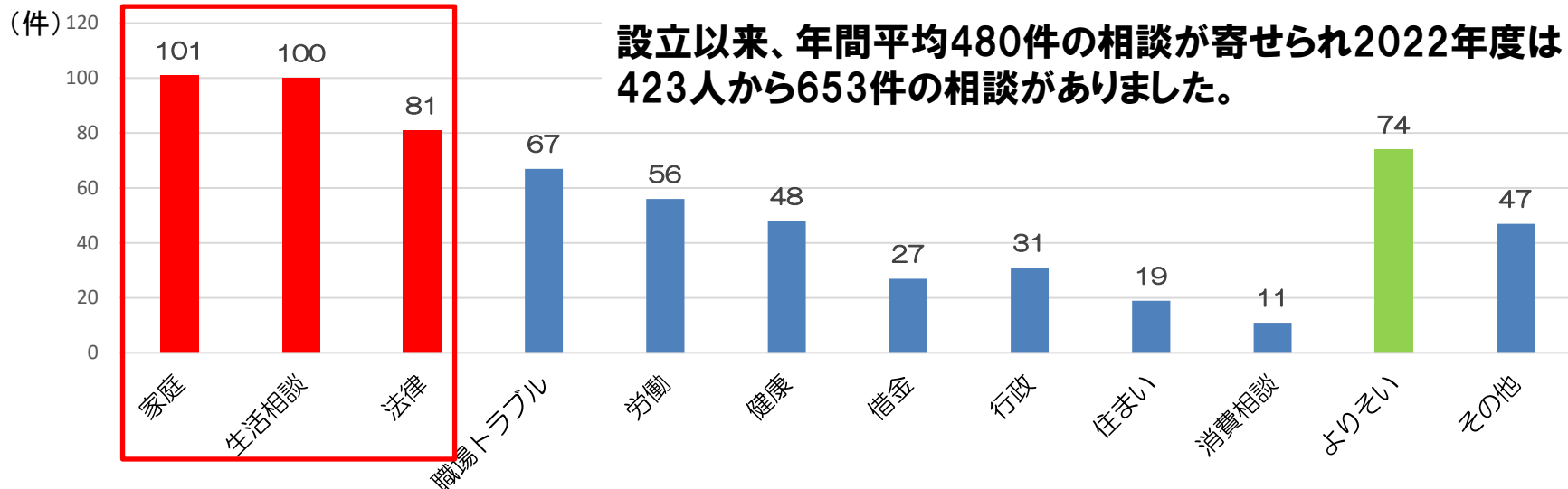
0120-39-6029

受付時間 / 月～金 10:00～16:00 (祝日等除く)
〒990-0044 山形市木の葉町12-37 大手門ビル2F FAX023-641-6830

運営団体 / 連合山形・東北労金・こくみん共済 coop



3. 相談の種類と件数(2022年度)



設立以来、年間平均480件の相談が寄せられ2022年度は423人から653件の相談がありました。

V. 生活あんしんネットやまがた事業

4. 具体的な相談内容

* 事例の内容はプライバシーの観点から一部作り変えています。

家庭

不仲



- ・子どもたち家族と疎遠。関係が修復できない。
- ・息子から同居の誘いがあるが、嫁姑関係が悪いので踏み出せない。

暴力・嫌がらせ



- ・義理の兄弟から、ワン切りの着信など嫌がらせを受けている。
- ・同居している家族から言葉のDVが酷く、精神的に追い詰められている。

家族の心配



- ・兄は生活費をやりくりできない。色々な支払いを滞納するたび助けている。
- ・県外に住む子どもと連絡が取れず心配。

生活相談

生活苦



- ・体調を崩して再就職できない。ローンや光熱費の支払いが滞っている。

冠婚葬祭



- ・遠い親戚が亡くなった。顔を合わせることもない親戚だが、お悔やみはどうしたら良いか？

近隣トラブル



- ・毎年、隣家の屋根から大量の雪がうちの敷地に落ちる。

福祉介護



- ・高齢で買い物も食事も大変。介護サービスを利用したいが…

法律

相続



- ・専門家に頼まず自分で相続の手続きはできるか？
- ・法務局に預けた遺言書を変更するにはどうすれば良いか？

借金



- ・友人にお金を貸したが返済してもらえない。借用書もない。
- ・知人に名義貸してしまい、借金を抱えてしまった。

離婚



- ・何も決めず協議離婚をした。子どもに会わせてもらえない。
- ・養育費が支払えず給与を差押えられた。

V. 生活あんしんネットやまがた事業

労働

解雇 ・コロナの影響で派遣切りされた。
・勤務時間がどんどん減らされてきている。いよいよ解雇されそう。



過労 ・納期が遅れた責任を取らされ、長時間労働を強いられている。
・一度帰宅して夕飯を済ませたら、また職場へ戻って仕事している。



モラハラ・パワハラ

・ミスすると執拗に注意される。
・上司から雑用ばかり押し付けられ仕事を与えてもらえない。



その他＝寄添いが多い

- ・ 悲しい・ 怒りが収まらない
- ・ 不安・ 疲れ・ 後悔
- ・ 日常の素朴な疑問
- ・ 話し相手いない… など



* 事例の内容はプライバシーの観点から一部作り変えています。

・顧問弁護士…1名 ・2022年度 面談…11件アドバイス…19件

・*「面談」＝相談者を弁護士との面談に繋いだ件数

*「アドバイス」＝弁護士からアドバイスを貰い相談者に回答した件数

事例（家庭問題）

【相談内容】

- ・ 母の再婚相手からずっと抑圧されてきた。
- ・ 就職を機に実家を出ようと思い準備していたら「今までかかった教育費を返せ！」と借用書を出された。怖くてサインしてしまった。

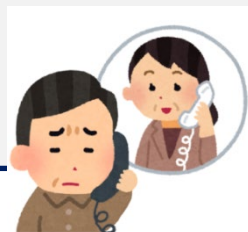
【対応】

- ・ 相談者の不安や恐怖に寄り添い精神的な部分に対応。

【結果】

- ・ 親が扶養義務の一環として費やした教育費を子どもに返せと請求する根拠はないが…

* 弁護士に代理人を依頼。調停で借用書の見直しを行うことに。



V. 生活あんしんネットやまがた事業

5. 「ライフプランセミナー」生涯生活設計を総合的に学ぶ

3団体で共催 労福協、東北労金、こくみん共済coop

就職してから老後のセカンドステージまで人生設計に役立つ内容を講演

3団体所属のCFP資格取得職員や資産形成専門職員が講師となり、社会保険制度、税金、ライフステージに合った資産形成や保障の見直しなどライフプラン(生活設計)に関する知識を講演。

2023年度は、南陽市と上山市で11月に開催、20代～60代の幅広い年代が参加



VI. 労働教育支援事業

説明者 小川 美保里

VI. 労働教育支援事業

1. 事業内容

- これから社会人となる高校生等に、基本的な労働関係制度の周知やもしトラブルに巻き込まれた際の相談窓口の周知を行うことにより、働くうえで困った時の対応や早期離職の防止を図る
- 「労働ハンドブックの無償配布」と「出前講座」を実施
- 2012年度から山形県委託事業として開始、2014年度からは山形県補助事業として継続

2. 労働ハンドブックの無償配布

- 教育基金協会と連携し、基本的な労働関係制度をコンパクトにまとめた「労働ハンドブック」を作成
- 高校3年生や、短大・専修学校生に配布

◆2022年度は計77校・11,122部を配布

•データ版ダウンロード可
(右記QRコードより)



最低賃金

最低賃金とは、労働者に支払う給与の1時間あたりの最低限度額です。すべての労働者の給与は最低賃金を下回ってはいけません。(最低賃金法第4条)

Point!

- 山形県の地域別最低賃金は時給900円です(2023年10月14日~)
- 最低賃金は、毎年10~12月頃に改定されます。(2023年度は854円から46円UP)厚生労働省や山形労働局のホームページで最新情報を確認しましょう。
- 最低賃金の対象となる給与は、基本給+諸手当(通勤手当・家族手当・精進手当を除く)です。残業代やボーナスは含みません。

Q. 山形県内の飲食店で時給890円のアルバイト?

A. それは違法です。最低賃金は都道府県ごとに定められていて、山形県の地域別最低賃金は時給900円です。最低賃金額との差額を請求しましょう。

19

VI. 労働教育支援事業

3. 出前講座「労働関係制度の説明会」

- ・希望する学校に講師を派遣し、労働ハンドブックを用いた出前講座を実施
- ・卒業間近で自由登校期間の2月に実施する学校が多い

◆2022年度は計13校(高校9校、専門学校など4校)、受講者は約1,200人

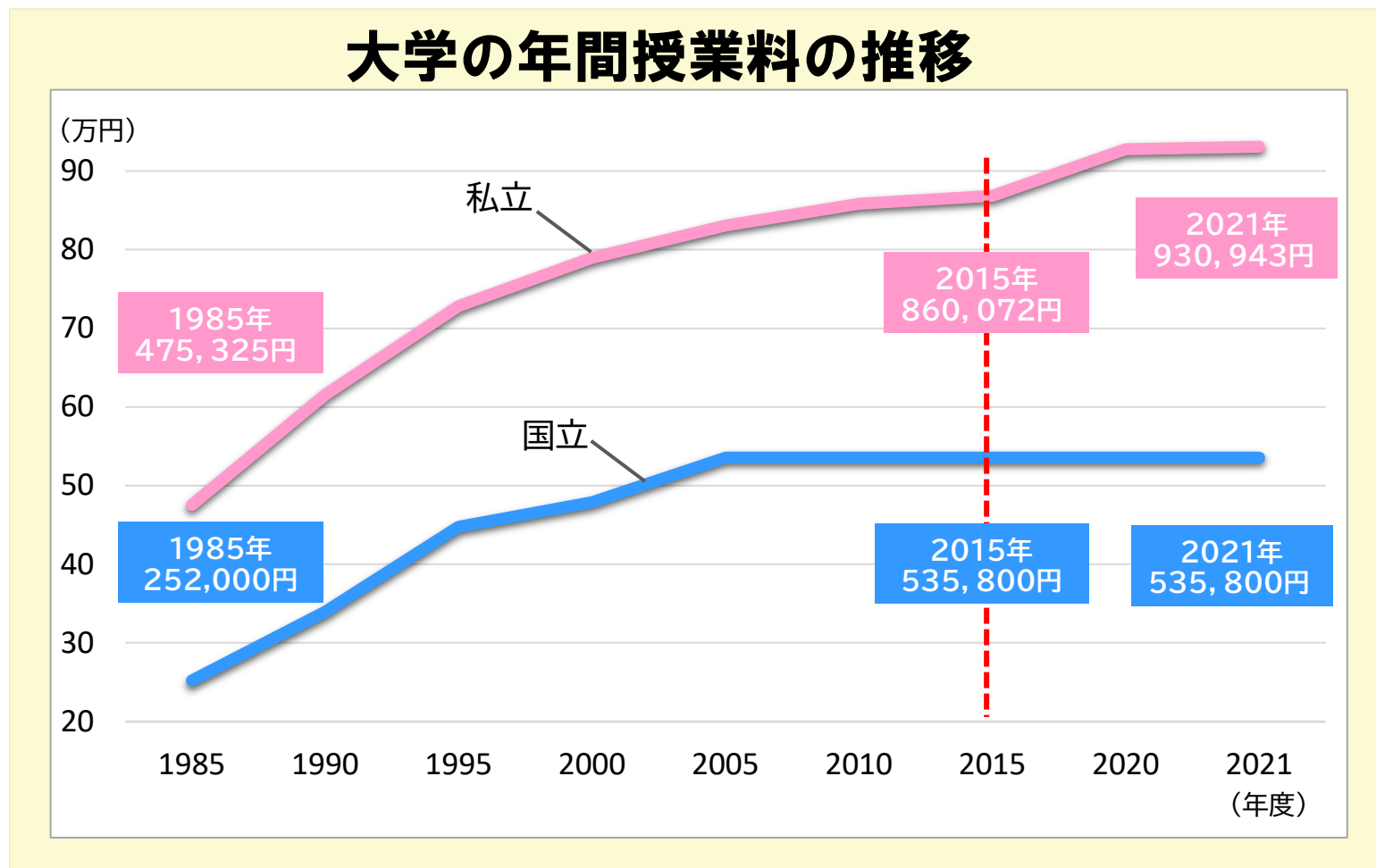


VII. 奨学金制度改善・ 教育費負担軽減運動

説明者 小川 美保里

VII. 奨学金制度改善・教育費負担軽減運動

1. (1)運動開始当時(2015年)の状況



出典:文部科学省「私立大等の令和3年度入学者に係る学生納付金等調査結果について」

VII. 奨学金制度改善・教育費負担軽減運動

(2) 運動開始当時(2015年)の状況

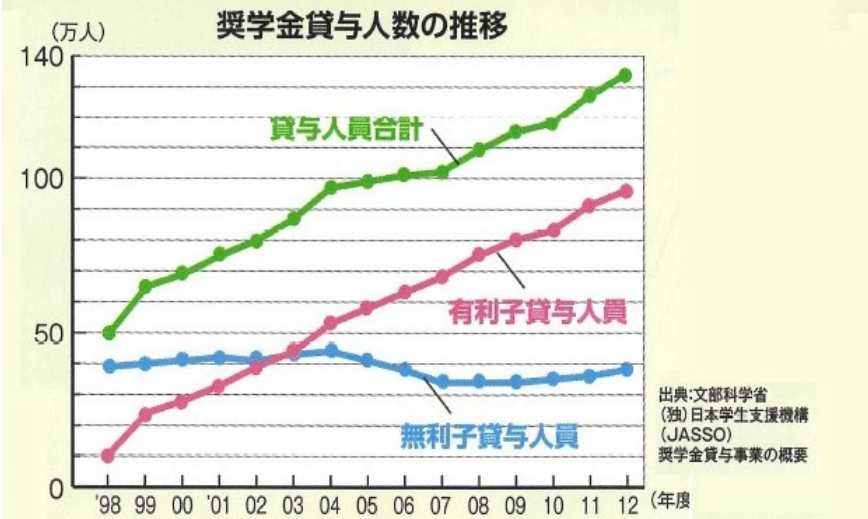


- ・高騰する大学授業料
- ・雇用の劣化(家計収入減)



奨学金利用者の増加

- ・無利子枠に増減無く、ほとんどが有利子枠
- ・JASSOの給付型奨学金はまだ無い



- ・大卒就職率の低下 (2000年前後には約60%)
- ・失業・無職の増加
- ・非正規雇用の増加



奨学金の返済困難者が増加

VII. 奨学金制度改善・教育費負担軽減運動

2. 取り組み (2015年4月、中央労福協幹事会で確認)

金融事業化した「奨学金」のあり方が問われている、教育費の無償化を漸進的に目指す！

(1)2015年～2017年度

【目標】 給付型奨学金制度の創設 など

【活動】 ・署名活動 全国から約304万筆を集約

・賛同活動 4,987団体、個人7,023人が賛同

・奨学金の利用実態や問題点を明らかにするためのアンケート調査

成果→給付型奨学金制度、所得連動型返還制度が実現
(2017年3月、改正日本学生支援機構法が成立)

(2)2018年～2020年度

【目標】 給付型奨学金の拡充、無利子枠の拡充 など

【活動】 ・アンケート調査

・全国一斉奨学金相談 相談数 3年計377件 など

成果→低所得者を対象とした授業料減免や給付型奨学金の
拡充が実現 (2019年5月、大学等修学支援法が成立)

VII. 奨学金制度改善・教育費負担軽減運動

(3) 2021年度～2022年度

① 「奨学金返済と教育費の負担軽減を求めるプロジェクト」

2021年5月、プロジェクト立上げ(中央労福協)特設サイトで3つのアクション

1.オンライン署名 2.ハッシュタグアクション 3.「あなたの思い」投稿フォーム



- ・2022年7月、オンライン署名15,081筆を文部科学省へ提出
プロジェクト特設サイトに設けた「あなたの思い」投稿フォームの声
奨学金返済と教育費の負担を軽減する税制支援を求める要請

こちらから特設サイトの「あなたの思い」を閲覧ができます↓↓

教育費の負担を軽く
未来を明るく

＼教育費や奨学金返済の負担を軽減する税制支援を

税制支援トップ

想いを投稿する

みんなの思い

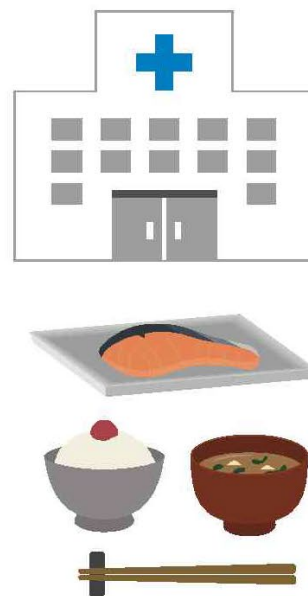
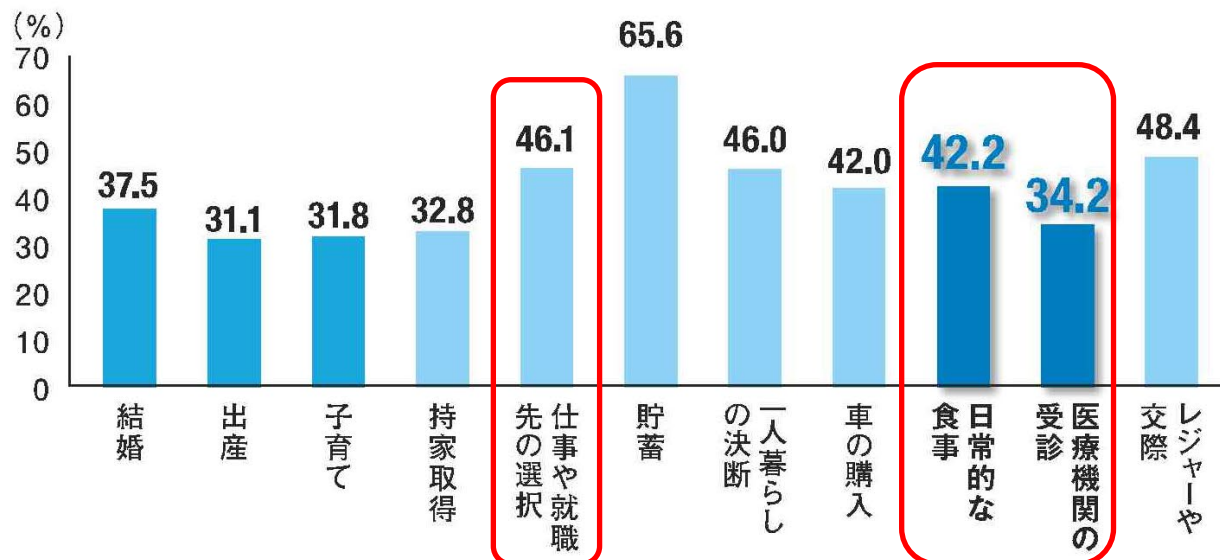
VII. 奨学金制度改善・教育費負担軽減運動

② 2022年9月、奨学金利用者2,200人にアンケート調査を実施

見えてきた問題点とは…

結婚、出産から食費や医療費にまで、少子化、健康に影響する返済負担

● 奨学金返済による生活設計への影響（2022年度）



労働者福祉中央協議会アンケートより

VII. 奨学金制度改善・教育費負担軽減運動

3. アンケート調査で見えてきた

奨学金制度の問題点と税制支援への期待

問題点

- ・結婚、出産から食費や医療費にまで、少子化、健康に影響する返済負担
- ・負担に苦しむ人が、コロナ禍で「より苦しい」状況へ
- ・物価の高騰に、追いつかない借金で、将来の教育費（子供）に不安感 など

税制支援を行うなど、返済負担を軽減する支援策が必要

- 返済負担軽減の支援策を拡充してほしい



労働者福祉中央協議会アンケートより

完全版 ▶▶▶



ダイジェスト版 ▶▶▶



VII. 奨学金制度改善・教育費負担軽減運動

1. 現在進行中の取り組み(2022年～)



2015年より世論喚起や政策・制度の改善に取組み

2017年度に給付型奨学金制度が創設され、2020年度の給付型奨学金と授業料免除が拡充されたが、支援対象は低所得者に限定されている。

対象のさらなる拡大や教育費の負担軽減が引続きの課題。



VII. 奨学金制度改善・教育費負担軽減運動

7つの提言を公表 実現に向けスタート

高等教育費の漸進的無償化と負担軽減に向け、中央労福協は研究会を設置、2023年3月に政策提言を取りまとめ公表。

これからも討議を深め取組みを促進していく。

政策提言の詳細はコチラから↓↓

本論



補論・資料



概要版



私たちが求める 7つのこと

提言

1

大学・短大・専門学校の授業料を現在の半額とする。

提言

2

大学等修学支援法の対象者を中間所得層まで拡大する。支援対象の上限を現在の標準世帯(4人世帯)年収380万円から、標準世帯(4人世帯)年収600万円まで拡大する。支援対象の年齢制限は撤廃し、すべての年齢を対象とする。

提言

3

貸与型奨学金について「有利子から無利子へ」を加速化する。

提言

4

給付型奨学金を拡充し、「貸与から給付へ」を加速化する。大学院修士課程・博士課程学生にも給付型奨学金を導入する。

提言

5

貸与型奨学金制度の改善を実行する。具体的には人的保証の廃止、延滞金の廃止、猶予期限の撤廃、所得連動返還型奨学金の改善を実現する。あわせて、奨学金返済への税制支援など、既に返済している方々への負担を軽減する。

提言

6

高校卒業生や社会人を対象とする職業教育の充実を図る。具体的には国公立の職業訓練校の拡充(校数増・定員増)を実現する。

提言

7

全国の人口50万~100万人以上の都市・自治体に、職業訓練(資格取得)と進学のニーズを満たす公立のコミュニティ・カレッジ(短大)を設置する。